



子育て世代の従業員に向けた職場環境改善をお考えの  
相模原市内に本社がある事業主・人事担当者の方必見！



申請書類はこちらから  
ダウンロードしてください

# 認定取得企業支援補助金

## 第2期追加募集のお知らせ

エントリーシート提出期間  
令和7年8月1日(金)～令和7年9月5日(金)まで

妊娠・子育てをしながら安心して働くことのできる社会の実現に向け、国の子育てサポートとしての認定制度である『くるみん認定』等の取得を目指し、従業員が働きやすい環境整備に取り組み、一般事業主行動計画に掲げる目標達成のために必要な取組に対して、その経費の一部を補助します。(※詳細は裏面を参照)

対象者

一般事業主であり、本社を市内に有し、市内事業所において補助事業を実施する事業主

補助率  
補助上限額

補助対象経費の1/2以内  
1事業者につき100万円以内

補助対象事業

育児休業を取得する従業員の代替者への賃金(人件費)、在宅勤務用パソコンの購入費用などの消耗品費等

補助事業  
実施期間

交付決定日から令和8年2月27日(金)まで

アドバイザー  
無料相談

一般事業主行動計画の策定や行動計画に掲げる目標達成に必要な取組の実施について、社会保険労務士に無料相談することができます。 ※相談回数:1事業者最大2回まで

申請方法

Eメールにてエントリーシートを提出(FAX 不可)  
相模原市産業支援・雇用対策課 Eメール : sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

## くるみん認定&認定取得企業支援補助金説明会

「くるみん認定」取得のメリット・認定基準について紹介するとともに、市補助金(認定取得企業支援補助金)の説明会を実施します。 ※説明会不参加でも本補助金エントリーシートは提出可能です。

日時

令和7年8月22日(金) 14:00～15:00

会場

サン・エールさがみはら 第1研修室

対象者

市内に本社がある事業主など

定員

30名(申込順)

申込期間

令和7年8月21日(木)まで

説明会  
お申込みはこちら



申込サイト

## ●補助対象者の要件

補助金の交付を受けることができる者は、一般事業主であり、本社を相模原市内に有していること、かつ市内事業所を有し、補助事業を当該事業所で実施する事業主であり、市内に事業所を有することを法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や個人事業開業届等により確認できる者。また、一般事業主行動計画を策定し、その旨を神奈川労働局への届け出、一般への公表、従業員への周知が補助申請時においてされている事業主で、当該行動計画が有効なものであること。

※令和5年度及び令和6年度に、本市で等補助金を受けている場合には申請できません。

## ●補助対象事業

子育てを行う従業員が働きやすい雇用環境を事業主が整備するために行う事業とし、次の要件を全て満たしている必要があります。

ア 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項に規定する計画をいう。）に掲げる目標達成のために必要な取組であること。

イ 本事業と同一の内容で、本市を含む国、県又はその他団体から他の補助金等を受けていないこと。

ウ 補助金事業実施期間内に実施し、支払までが完了すること。

## ●補助対象経費

補助対象となる主な経費については次のとおりです。（詳しくはお問合せください。）

補助対象経費の区分	内容
人件費、(職員給与、各種手当、社会保険料事業主負担金、厚生費等（役員報酬を除く）、諸謝金、備品費（単価50万円以上の備品を除く）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料 ※消費税相当額を除く	<b>【労働者の育児休業等の取得を促進する取組】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・育児休業等を取得する労働者の業務を代替する労働者の確保や代替業務に対応した賃金の支払いなど</li><li>・育児休業等の制度に関する周知（パンフレット等の作成）や制度の普及・啓発のための研修、セミナーの実施など</li><li>・育児休業取得者の職場復帰時の支援など</li></ul> <b>【労働者の子育てを支援する取組】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の導入・周知（パンフレット等の作成）や制度の普及・啓発のための研修・セミナーの実施など</li><li>・労働者のための事業所内保育施設の設置・運営など</li><li>・労働者が利用した子育てサービスの費用の助成など</li><li>・労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための労働者の確保</li><li>・「ノー残業デー」等の制度の導入、周知（パンフレット等の作成）や、所定外労働の削減に向けた措置、職場内の意識啓発のための研修、セミナーの実施など</li><li>・在宅勤務やテレワーク等の制度の導入・維持のための機械及び器具等の購入やランニングコストの支払など</li><li>・年次有給休暇取得促進の取組など</li></ul>

## ●アドバイザーによる無料相談について

相談期間 令和7年7月16日（水）から令和8年1月30日（金）まで

・令和7年度に補助申請を予定する事業所、もしくは次年度以降に一般事業主行動計画の目標達成に向けた取組を予定している事業所（※過去にアドバイザー派遣している事業所は、対象外となります。）

・本補助金の関係以外の相談については、社会保険労務士と個別の契約が必要となります。

## ●エントリーシートの提出について

補助金の申請を希望する場合、申請期間（第2期を選択）及びアドバイザーの派遣希望の有無をエントリーシートに記入の上、メールにて産業支援・雇用対策課に提出してください。